

埼玉高速鉄道株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 各部門における業務の優先順位および欠勤率に応じ、業務実施計画を策定し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発症状況に応じ、必要な要員を確保し、適切に対応する。

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 発生段階別の対策項目に従い、感染対策を実施する。
- ・ 職場における感染対策を実施する。
- ・ 感染拡大防止のため、ポスター類の掲示、構内放送および車内放送等の実施に対する埼玉県からの協力要請に対応し、鉄道利用の抑制を図る。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

新型インフルエンザ等の対応について協議するため、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平時から感染症等に関する情報を収集するとともに、発生時においては、その情報を早急にお客様および社員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策業務の実施にあたり、関係機関との連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・ 平時から社員等に新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策を教育するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施に努める。
- ・ 関係機関と連携して、新型インフルエンザ等対策訓練の実施に努めるとともに、その他訓練とも有機的な連携が図れるよう配慮する。

(2) 計画の見直し

本計画の内容については検討を加え、必要があると認める場合には適宜見直しを行い、改定する。

以上